

消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について

平成 26 年 12 月 26 日

学習塾事業者のみなさま

公益社団法人全国学習塾協会
会 長 安 藤 大 作

今般の平成 26 年 12 月 19 日付、家庭教師派遣事業者における消費税転嫁対策特別措置法に基づく勧告事案を踏まえて、経済産業省より当協会に対して消費税転嫁対策特別措置法の遵守に関わる周知徹底についての要請がありました。

消費税転嫁対策特別措置法では特定事業者が特定供給事業者に対して消費税の転嫁を拒否する行為が規制対象になっています。同法律では、大規模事業者等が中小企業・小規模事業者等に対して、すでに取り決められた取引価格を後になって下げる「減額」や、通常支払われる対価よりも低く定める「買ったたき」、消費税の転嫁（消費税分を上乗せすること）拒否といった行為が禁止されています。

学習塾事業者のみなさまにおかれましては、下記「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（要請）」により、消費税転嫁等に関して適切な措置を講じるべきことの確保を徹底していただきますようお願い申し上げます。

経済産業省 「[消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について（要請）](#)」

【参考】

中小企業・小規模事業者のための消費税の手引き [中小企業庁]

<http://www.zei-tenka.jp/download.html>